

## 吸収合併認証手続きについて（吸収法人・被吸収法人）

### 1 宗教法人で合併申請までにしておかなければならない事項

#### （１）合併契約（案）の作成

当事者双方で協議し、合併契約（案）を作成してください。

- ・ 雛型を参考に「吸収合併であること」「包括宗教法人に変更のないこと」「信者等の処遇（移籍）」などを盛り込んで作成してください。

#### （２）責任役員会の議決

議題は「解散すること」「清算人の選任に関すること」「残余財産の帰属（処分）に関すること」など合併に必要な項目としてください。

#### （３）その他の機関の議決・同意

規則に総代等の議決・同意が規定されている場合は、当該機関の議決・同意を経てください。なお合併申請書への添付書類には、その同意書が必要となりますので作成しておいてください。

#### （４）包括宗教法人の承認

規則に包括宗教法人の承認が規定されている場合は、包括宗教法人の承認を経てください。なお合併申請書への添付書類には、その承認書が必要となりますので承認書の交付を受けてください。

#### （５）信者その他利害関係人に対する公告（法第 34 条第 1 項関係）

上記（１）～（４）の手続き後、信者その他利害関係人に対し、合併契約（案）の要旨を示し、意見があれば一定期間内（規則に定める期間）に申し述べるべき旨を公告してください。

① 公告方法 事務所の掲示場への掲示など規則の定めにより行ってください。

例）公告期間 10 日の場合 1 日目から 12 日目まで掲示を要します。

※初日と最終日は不算入（公告期間は正味 10 日を必要とします）

② 写真撮影 公告の事実を立証するため、公告の掲示状況を 2 枚程（掲示している写真、当該公告を信者 3 名以上が見ている様子）撮影してください。

#### （６）財産目録等の作成（法第 34 条第 2 項関係）

公告をした日から 2 週間以内に財産目録（法第 6 条の規定による事業（公益事業等）を実施している場合は、その事業に係る貸借対照表）を作成してください。

#### （７）信者その他利害関係人が意見を述べたとき（法第 34 条第 3 項関係）

設定の期間（公告の日から 2 月以上）において、信者その他利害関係人が意見を述べたときは、その意見を十分に考慮し、合併手続を進めるか否か再検討してください。

## 2 申請書類の作成について

### (1) 合併認証申請書

吸収法人、被吸収法人共通様式です。1部作成してください。

- ・吸収合併後存続する法人が当該合併に伴い規則を変更する場合は、合併に必要な書類のほか規則変更に必要な書類も同申請書の添付書類として提出をしていただきます。
- ・申請書への押印については、責任役員会議における代表役員及び責任役員、公告証明書における信者など個人的に押印する箇所を除き、法人登録印を押印してください。

### (2) 責任役員会議事録

- ・写しを提出する場合、代表役員による原本証明をしてください。

### (3) その他の機関の同意書

- ・写しを提出する場合、代表役員による原本証明をしてください。

### (4) 包括宗教法人の承認書

- ・原則、原本を提出してください。

### (5) 合併理由書

合併に至った経緯、理由（例：ずっと宗教活動をしていない。檀家不在になった。など）、残る檀家の動向、残余財産の処分等を具体的に記載してください。

### (5-1) 解散理由書（被吸収法人作成）

- ・雛形を参考に解散に至った経緯等を盛り込んで作成してください。

## [公告関係]

### (6) 法第34条第1項の公告をしたことを証する書類

#### (6-1) 公告証明書

#### (6-2) 公告文

#### (6-3) 公告したことを示す書類

- ・公告文、合併契約案を掲示している状況を確認できる写真2枚程度（掲示状況、人物入り）

### (7) 法第34条第2項の手続きをしたことを証する書類

#### (7-1) 証明書

#### (7-2) 財産目録

#### (7-3) 貸借対照表

- ・法第6条に規定する事業（公益事業等）を実施している場合は、事業に係る貸借対照表を提出してください。

### (8) 法第34条第3項の公告をしたことを証する書類など

#### (8-1) 公告証明書

#### (8-2) 公告文

- ・ 意見を述べる期間として期間の設定は、公告日から2月以上必要です。

#### (8-3) 公告したことを示す書類

- ・ 公告文、合併契約案を掲示している状況を確認できる写真2枚程度（掲示状況、人物入り）

#### (8-4) 債権者への催告

- ① 債権者なしの場合は、異議申立なし、知れる債権者がいない証明書を提出してください。
- ② 債権者ありの場合は、催告証明書、催告文を提出してください。

#### (8-5) 異議申出があった場合

弁済、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。

#### [参考資料]

#### (9) 責任役員であることの証明書

#### (10) 現行規則

代表役員の原本証明をしてください。

#### (11) 登記事項証明書

#### [その他]

#### (12) 宗教法人法第63条に規定する添付書類交付願

### 3 合併認証後において法人が行う事務について

#### (1) 登記申請（法第56条）

法人において2週間以内に法務局に対し、吸収合併して存続する法人は変更の合併登記申請を、吸収合併して解散する法人は解散登記申請を行ってください。

※合併登記申請の法務局について

津地方法務局（津市丸之内26-8 津合同庁舎 TEL：059-228-4559）